

夏期の電力需給対策を受けた事務所の 室内温度等の取扱いについて

愛 知 労 働 局

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内における電力の供給力が大幅に減少しており、これによって生じた電力の需給ギャップは、夏に向けて再び悪化する見込みであることから、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」（以下「対策」という）が取りまとめられ、これを受けて、本年7月から9月までの期間、東京電力及び東北電力管内を中心に、夏期の節電に向けた取組が事業場においてなされるものと見込まれ、上記対策に盛り込まれた事務所の室内温度等に係る内容と、事務所衛生基準規則（以下「事務所則」という）の規定との関係等は次のとおりです。

1 事務所の室内温度について

① 対策においては「今次の節電対策として、各

企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28度とすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。なお、需要家の自主的な行動として室温を29度に引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る」とされている。

② 事務所の室温について、事務所則第5条第3項により、事務所に空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合は、室温が28度以下になるよう努めることとされていることを踏まえ、上記対

策に基づく電力抑制のため室温を引き上げる場合には、まずは、28度とするよう努めること。さらに、電力抑制のための事業者の自主的な取組として室温を29度に引き上げることが考えられるが、その場合には、職場における熱中症を予防するため、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を講じること。

2 事務所の照度について

① 対策においては「オフィスビル等の照度については、幅を持って認められているJISの照度基準の下限値を経済産業省において明確化、周知することにより、需要家の適切な照明利用を促す」とされている。

② 事務所の作業面の照度については、事務所則第10条に定められているとこ

ろであるが、労働者の心身の負担を軽減するため、電力抑制のため事務作業を行う際の照度を暗くする場合であっても、作業の区分にかかわらず作業面の照度を300ルクス以上とすることが望ましいこと。

3 事務所の換気について

① 対策においては「オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO₂濃度基準を周知すること、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す」とされている。

② 事務所の換気については、過度な換気による電力消費及び冷房効率低

下の抑制を促すため、空調設備又は機械換気設備の外気と還気の混合率を調整する場合は、室内の二酸化炭素の濃度を、事務所則第5条第1項第2号に示す二酸化炭素の含有率に適合するようにすること。

4 関係通達の整備

昭和46年8月23日付け
基発第597号「事務所衛生基準規則の施行について」の記の4、第4条関係の(3)については廃止とする。

*事務所衛生基準規則
第4条第2項

事業者は、室を冷房する場合、当該室の気温を外気温より著しく低くしてはならない。(以下省略)

*廃止される通達
(部分) (昭和46年8月23日付け、基発第597号)

記の4(3)「第2項の本文の室の気温と外気温との温度差は、当面7℃以内とするよう指導すること」

6 監督署合同で 労働保険年度更新説明会 を開催



壇上はあいさつする
越川名古屋北労働基準監督署長

市内4監督署及び津島・瀬戸監督署合同の「平成23年度労働保険年度更新説明会」(写真)が去る6月14日から15日の2日間にわたり、中京大学文化市民会館で開催された。同説明会には、2日間で事業主、担当者が約900名参加。労働局、監督署担当者の説明を熱心に聞き入った。

表紙のこ と ば

津島天王祭 堀部 敏郎

五百有余年の歴史を持つ「荘厳・華麗」な川祭り。
数カ月に渡る種々の疫病除けの行事のうち、

七月に行われる「宵祭」と「朝祭」は、時代絵巻と言うに相応しい、華やかさ優美さがあり又、雄々しくもある。

データ ニコンD700
カメラ 20〜120ズーム
レンズ



で、関係資料もいただきありがとうございます。早速取り組みます。危険・有害要因

「リスクアセスメント導入・定着相談室」 を開設しています ―会員事業場限定・無料―

当協会では会員事業場への、リスクアセスメントの導入・定着の支援の一環として、「リスクアセスメント導入・定着相談室」を開設しております。(写真)

の特定と評価の仕方がわからなかったが、非常に参考になった」といった声が聞かれました。また、相談室を利用後、実施上の問題点について再度ご相談をいただいた事業場もありました。

平成22年5月に開設以降48社のご利用をいただきましたが、ご利用された事業場からは、「職場に新たにリスクアセスメントを導入したくて相談をさせていただいたが、非常にわかりやすい説明

なお相談には、リスクアセスメント導入・定着アドバイザーの宮路勝氏(株)セーフティアドバンス代表取締役社長・労働安全コンサルタント)が応じます。

相談は事前予約制で、1社1時間程度。今後も毎月実施いたします。

【今後の予定】

①7月27日(水)、②8月31日(水)、③9月26日(月)、時間はいずれも、午後1時〜5時

【お申し込み先】
当協会企画課 ☎052-961-3655